

## 第11条（紹介手数料の返還）

1. 乙は、採用決定者が入社後6ヶ月以内に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。なお、紹介手数料が未払いのときは、乙は、当該紹介手数料と相殺することができる。
  - （1）入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：第9条に定める紹介手数料の80%
  - （2）入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：第9条に定める紹介手数料の50%
  - （3）入社後3ヶ月超6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：第9条に定める紹介手数料の10%
2. 採用決定者が、甲の採用決定者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因して退社した場合は、乙は受領した紹介手数料の一切を甲に返還することを要せず、未払いの紹介手数料がある場合は、甲は乙に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。